大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成 20 年 3 月 14 日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース久慈・川崎町店 久慈市川崎町 67番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社黒沢治助商店
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年10月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,348平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 162台
  - イ 出入口 3箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 73台
- (8) 荷さばき施設の面積 181 平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 37 立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前9時(年間4日に限り午前5時30分)
  - イ 閉店時刻 午後11時(10月21日から4月20日までは午後10時)
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで(年間 4 日に限り午前 5 時から午後 11 時 30 分まで、10 月 21 日から 4 月 20 日までは午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで)
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日 平成20年2月28日
- 3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所